

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

こうした基本的な考えを基に、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」において、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は、毎月1回一日観察日を設定し、職員会議等でいじめ・不登校等についての情報を共有し、教職員の共通理解を図る場とする。その場で話し合った観察児童の様子をひがしっ子観察記録に入力する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止対策組織」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・「学校いじめ防止対策組織」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや一日観察日、「にこにこ教育相談」等の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・毎月1回の「いじめ・不登校対策委員会」において、全職員の共通理解を図る。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、随時小委員会を立ち上げ、適切なメンバー構成(校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、いじめ対策主任、不登校主任、保健主事、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える)を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わり(学級、ペア学級、通学班)を大切にし、互いに認め合い、共に成長していく集団づくりを進める。
 - ・毎月の生活アンケート(学期に一回・6月、10月、2月の年3回は家庭へ持ち帰り)や、「にこにこ教育相談」(学期に一回・6月、10月、2月)を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
 - ・申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の児童同士の関わりについて把握できるように努める。
 - ・通学団集会や班長会等を定期的に開催し、通学班に関わるトラブルを早期に発見し解決できるように努める。
- イ よくわかる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
- ウ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- カ ピア・サポート活動や児童の高め合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
- キ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、小委員会の開催やひがしっ子観察記録への入力等で情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。
- イ 全校で生活アンケート、スクールライフノート(心の天気)、「にこにこ教育相談」の定期的な実施や、一日観察日(職員会議等)の実施を通して、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 各学年で気になる児童(〇月観察児童)を選び、全担任で観察をする。また、職員会議等で観察した結果を報告し、情報を共有し、記録に残す。
- エ 1～3年生で学級力アンケートを、4～6年生でQU検査を年2回行い、学級の様子を知ること、いじめの早期発見に努める。
- オ 過去にいじめ被害にあった児童に対し、継続的な見守りを行う。
- カ 登下校の見守り隊や旗当番の保護者の方々から情報を得るように努める。
- キ 児童が相談しやすい環境を整える。
 - ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
 - ・相談箱を設置し、児童が担任以外の職員にも相談できるようにする。
 - ・県及び市のスクールカウンセラーの相談日を全家庭に配布する。
 - ・電話相談窓口の一覧を全家庭に配布する。

(3)いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、随時小委員会を立ち上げ、組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態

○ 重大事態の定義と基準（いじめ防止対策推進法第 28 条）

1号：生命・心身・財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

2号：不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（目安として 30 日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (1)重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事案フロー図」に基づいて対応する。
- (2)学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3)調査結果については、事案の性質に応じて被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

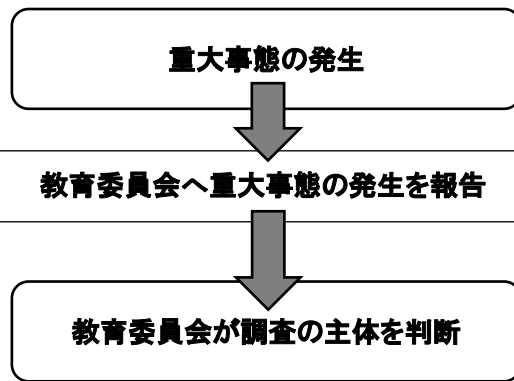
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1)学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2)いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1)「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2)いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、児童理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。
- (3)「いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。
- (4)長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (5)生活アンケートは、5年間保管する。

【重大事態の対応フロー図】



学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的な知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。
- ※関係諸機関との連携を図る。

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査当たって実施するアンケートは、必要に応じて調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

- ※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を教育委員会に報告

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組の検証を行う。

<一宮市立大和東小学校いじめ防止取組の年間計画>

		「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談箱やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○1年生を迎える会 ○校外学習(1~4年)	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○発育測定 ○生活アンケート	○PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月		○現職教育①「児童理解と学級づくり(QU分析)」	○なかよしペアはじまりの会 ○ペア遊び ○野外教育活動(5年)	○QU検査 ○生活アンケート	○学校公開 ○あいさつ運動(大和中と連携)
6月	D ↓		○ペア読み聞かせ	○生活アンケート(持ち帰り) ○にこにこ教育相談	○救命救急法
7月		○全教職員による「1学期の取り組みの振り返り」の実施→検証	○通学団集会 ○いじめ防止図工作品	○生活アンケート	○個人懇談会
8月	C ↓	○現職教育②「校外研修内容の伝達」	○いじめ防止図工作品		
9月				○発育測定 ○生活アンケート	○学校保健委員会
10月	A ↓		○ペア読み聞かせ	○にこにこ教育相談 ○生活アンケート(持ち帰り)	
11月			○人権を理解する作品づくり(習字、ポスター、標語) ○赤い羽根募金活動 ○ペア遊び ○修学旅行(6年)	○生活アンケート ○QU検査	○スポーツ大会 ○あいさつ運動(大和中と連携)
12月	D ↓	○現職教育③「児童理解と学級づくり(QU分析)」 ○全教職員による「2学期の取り組みの振り返り」の実施→検証	○人権週間(講話) ○児童のいじめ防止に向けた話し合い活動 ○通学団集会 ○いじめ防止標語づくり	○生活アンケート	○個人懇談会
1月		○全教職員による「取組評価アンケート」の分析・検証(部会別検討)	○学習発表会	○生活アンケート ○発育測定	○学校公開 ○学校協議会での「取組評価」「自己評価」の見直し ○保護者による学校評価アンケート ○学校保健委員会 ○学習発表会
2月	A ↓	○自己評価 ○評価を基に企画委員会で「基本方針」の見直し	○通学団集会 ○6年生を送る会 ○ペア遊び ○ペア読み聞かせ ○なかよしペア感謝の会	○にこにこ教育相談 ○生活アンケート(持ち帰り)	○学校運営協議会での「取組評価」「自己評価」の見直し ○保護者による学校評価アンケート ○あいさつ運動(大和中と連携)
3月		○評価を基に職員会議で「基本方針」の見直し ○全教職員による「3学期の取り組みの振り返り」の実施→検証		○生活アンケート	
通年	P ↑	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○職員会議での情報共有 ○道徳授業の実践	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実 ○情報モラル指導	○健康観察の実施 ○スクールライフノート(心の天気) ○一日観察日 ○SCによる相談 ○日記等 ○通学班会(班長・副班長)	○保護者の旗当番 ○地域の方々の「見守り隊」の活動 ○学校運営協議会

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。